

平成30年5月14日

厚生保健委員会

福祉総務課

生活保護法第78条徴収金の債権放棄について

1 債権の概要

生活保護法第78条徴収金

被保護者が不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときに、受けた保護費の全額又は一部をその者から徴収するもの。

2 債権放棄に至る経緯

生活保護債権5件（78条徴収金）の内、3件については、債務者の自己破産に伴い当該債権の免責決定がなされたもの。残る2件については、死亡した債務者に換価可能な財産がなく、その後、相続人全員が相続を放棄したもの。

この債権について、債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額

放棄債権	放棄理由	債権放棄該当事項 (浜松市債権管理条例適用条項)	件	放棄額 (円)	区
法第78条 徴収金	破産免責	第12条第1項第2号	3	1,374,210	東区
	相続放棄	第12条第1項第2号	1	866,120	東区
			1	366,324	南区
		小計	2	1,232,444	
合計			5	2,606,654	

(2) 放棄年月日

東区分：平成30年3月23日

破産免責3件 1,374,210円

相続放棄1件 866,120円

南区分：平成30年3月30日

相続放棄1件 366,324円

【 参 考 】

浜松市債権管理条例抜粋

(その他の債権の放棄)

第12条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。